

県外審査についての注意事項

- (1) 県連に連絡のあるものについては、各会に郵送またはメールで連絡します。また県連HPにも掲載します。
- (2) 申し込み方法・・・申込は所定の用紙(※)を用い、各会の会長・顧問の認証を得て審査申込一覧(※)と審査料を添え、県連会長へ申し込んでください。集計後全会に受領書を配信します。確認後間違いがあれば、その旨会長へ返信して下さい。(※)申込書・審査申込一覧は県連HPからダウンロードしてください。
- (3) その他については要項に従ってください。
- (4) 北海道・四国・九州・中国地方等遠隔地の審査については、審査要項は発送しません。
全弓連機関紙「弓道」により県連会長宛てに申し込んでください。県連締切日は県連HPに掲載します。
(原則開催地締切日の2週間前です)
- (5) ID番号は必ず記入してください。(番号は間違いのないようお願いします。番号は1から始まります)
- (6) 認許年月日と受審場所が一致しないことのないように確認してください。
- (7) 審査申込書は最新様式のものを利用してください。
- (8) 審査申込書の「支部長承認(学校責任者承認)」の欄には必ず地連会長(顧問)の認証を受けてください。
- (9) 立射を希望する場合は「受審者連絡欄」に「立射」と朱書してください。なお、医師の診断書は不要です。
- (10) 審査料振込用紙の通信欄には「第〇回審査申込」と「所属団体名」を書いてください。
- (11) 一度振り込まれた審査料は原則として返金しません。
- (12) 振り込み手数料は振込者負担でお願いします。
- (13) 審査合格者は県連HPに掲載します。(都合の悪い方はお申し出ください)